

令和9年度 錦江町「未来づくり専門員」募集要項



錦江町は、鹿児島県大隅半島の中南部に位置し、鹿児島湾に面した温暖な海岸地帯から照葉樹林の麓の冷涼な高原地帯を有する自然豊かな町です。しかしながら、全国の過疎地以上に、急速な少子高齢化により人口減少を迎えています。

そこで本町では、「すべての人が自分らしく幸せに」をまちづくりの将来像として掲げ、「人と人、人とまち、人と自然の共生」を目指して、さまざまな取り組みを進めています。

○現在行っている事業○

- ・小児科オンライン/産婦人科オンラインの導入
 - ・ICT活用型学習教室の導入（錦江町 MIRAI 寺子屋塾）
- など

→その他、錦江町の取り組み等については、Facebookにてご確認ください。

（ 錦江町 Facebook <https://ja-jp.facebook.com/town.kinko/>）



過疎地特有の様々な問題を先端技術や理論を活用しながら、町の成長エンジンに代えるとともに、未来を担う子供達に「希望」を示し、超少子高齢化社会が到来間近の日本に向けて「処方箋」を示すべく、積極的に取り組んでいます。

「いまよりも、町民に寄り添える町にしたい」

今回募集する「未来づくり専門員」はまちの出番づくりコーディネーターです。新しい発想や経験を活かしながら、役場の各担当部署、現役の専門員そして町民さんと一丸となって進めていきます。

自分のやりたいことや、興味あることに、のびのびチャレンジできる環境の中で楽しく働いてみませんか？一緒に未来や夢を描けることを楽しみにお待ちしております。

1. 募集する職名・活動内容・募集人員など

※応募方法に関しては、町ホームページに記載（P4～5にて説明）

(1) 職名：未来づくり専門員

役場の各部署に席を置き、下記の錦江町『MIRAI』づくりプロジェクトの一翼を担っていただきます。※総務省「地域おこし協力隊制度」を活用しています。

(2) 活動内容

① まちの出番づくりコーディネーター【1名】

（配属課：介護福祉課）

認知症の当事者や高齢者など、誰もがまちの担い手になれる錦江町づくりを促進するため、以下のような活動に従事していただきます。

1) 認知症フレンドリーな錦江町づくりの3つの取組の中の「認知症カフェ」業務

- ・ 錦江町認知症カフェ（ゆうゆうカフェ）の企画と運営補助
- ・ カフェにおける「ハタラク」活動の普及・拡大等

2) サロンや介護・福祉事業所等の地域活動への参加促進等

- ・ サロンや事業所等における「ハタラク」活動の普及・拡大等

《備考》

現時点での資格の有無は問いません。（今後、資格取得を目指す方も対象といたします）

地域活動の経験がある方大歓迎です。

- ・ 所属は介護福祉課になります。

- ・ 任期終了後の定住は必須条件ではありません。

(3) 活動場所

- ・ 錦江町役場本庁 介護福祉課

2. 応募資格など(共通条件)

(1) 必須条件

- ① 日本国内の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19

号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に指定された地域以外の地域から転出する者。

※ご不明な場合は、お問い合わせください。

- ② 委嘱日において18歳以上概ね50歳以下の者で普通自動車運転免許資格があること
- ③ 基本的パソコン操作(ワード・エクセル・パワーポイント等)ができること
- ④ 委嘱日に錦江町に住民票を移すことができる者(町内に移住出来ること)
- ⑤ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者

(2) 望ましい『資質』及び『経験』

- ◆共通事項
 - ・自分なりの明確なキャリア(ライフ)プランを有している者
 - ・地域の伝統や文化を尊重できる者
 - ・該当「職種」に強い興味を有する者
 - ・地域住民との付き合いを厭わ^{いとわ}ない者

(3) 当町活動に適さない人材

- ① アウトサイドイン思考の者
※アウトサイドイン＝失敗の原因を誰かのせいにする思考パターンのこと。
- ② 打たれ弱い者
※新参者が新しい試みをすれば、批判(創造的摩擦)は必ず起きる。
- ③ 実践が伴わない者

(4) 採用できない人材

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることが無くなるまでの者

3.活動時間

月～金曜日の8:30～17:00(休日:土日祝日、年末年始の閉庁日)※時差勤務有

- ・業務の都合で時間外の勤務が生じた場合は、代休として取得可能です。
- ・起業独立等のための準備期間が必要な場合など、勤怠管理方法の変更の必要がある場合は、ご相談の上対応します。

4.活動形態・期間

- (1) 錦江町の会計年度任用職員として錦江町長が任命します。
- (2) 活動期間は原則として令和9年4月1日から1年間とします。ただし、1年ごとに更新し最長3年まで延長することができます。

- (3) 未来づくり専門員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。

5. 待遇・福利厚生

- (1) 月額 222,970 円を支給します。(社会保険料等自己負担分を含む。時間外等の手当はなし)
※令和 8 年 4 月 1 日に適用されている現行条例による。
- (2) 年 2 回期末・勤勉手当を支給します。
- (3) 社会保険、雇用保険に加入します。
- (4) 任期中の住居にかかる家賃は 3 万円を上限に錦江町が負担します。(生活必需品や光熱水費等は自己負担)
- (5) 活動に必要な車両やパソコンは錦江町が用意し、貸与します。
- (6) 引越しにかかる費用は自己負担とします。

6. 応募手続き

- (1) 応募期間 令和 8 年 9 月 18 日 (金) から令和 8 年 10 月 30 日 (金) 17 時まで
- (2) 提出書類

- ①履歴書兼応募用紙
②職務経歴書

※提出書類はパソコンで入力したものも可能とします。

※提出された書類はお返しいたしません。

※応募用紙により、書類選考を行いますので詳しくご記入ください。

※確認のため、お電話で連絡することがあります。必ず連絡の取れる連絡先を記入ください。

- (3) 応募方法

下記 URL より上記①・②の書類をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ錦江町役場政策企画課まで郵送もしくは持参してください。(ダウンロードできない場合は、役場政策企画課までお問合わせください)

- (4) 応募書類提出先

〒893-2302 鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地
錦江町役場 政策企画課

7. 選考方法

- (1) 第 1 次選考 (書類審査)

書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（インターン・面接審査）

①第1次選考合格者を対象に錦江町にてインターン及び面接による審査を行います。日程は、合格者に追って通知いたします。

②選考結果（最終）は、第2次選考受験者全員に文書で通知いたします。

※二次面接に要する交通費・宿泊費を一部支給します。（支給金額は一人あたり4万円上限。試験終了後、領収書等を提出していただき **4万円を上限**に、かかった経費分についてお支払いします。）

※インターン中は1日あたり **1.2万円**を支給します。

8. 現地案内(事前下見)

「錦江町を実際に見てみたい」「職場の方とお話がしてみたい」という方がおられましたら、ご案内いたします。日程については、事前にご相談のうえ決定します。詳しくは政策企画課までお気軽にご相談ください。

9. 参考

現在7名の未来づくり専門員が活動中です。活動の様子についてFacebookで更新しています。

錦江町未来づくり専門員（地域おこし協力隊）	検索
-----------------------	----



10. 問い合わせ先

〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地

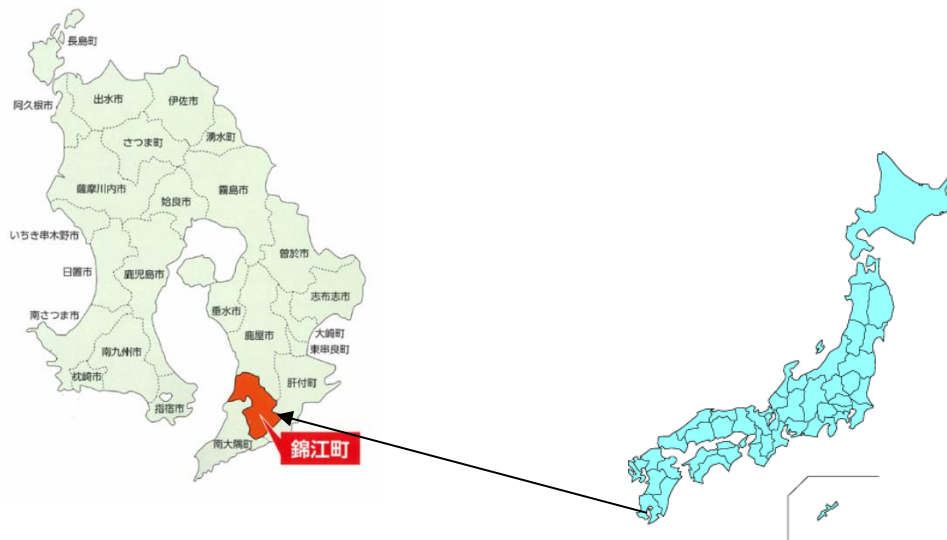
錦江町役場 政策企画課

担当 : 馬庭／濱田

電話 : 0994-22-3032 FAX : 0994-22-1951

E-mail : seisaku@town.kinko.lg.jp

《参考》 錦江町の特徴（生活面）



1 錦江町（きんこうちょう）について

錦江町は、鹿児島県の大隅半島南部に位置し、人口 5,871 人（2026 年 5 月 1 日現在）の町です。2005 年（平成 17 年）に、旧大根占（おおねじめ）町と旧田代町が市町村合併し、錦江町となりました。町名は、町の西側に広がる錦江湾（鹿児島湾）に由来されます。

町内から縄文時代からの遺跡も発掘された古い歴史を持つ錦江町は、農業が主な産業で、かつてはお茶とたばこを主力に栽培されていましたが、現在は、主に園芸、畜産が盛んです。

本町は多様で豊かな自然にあふれており、錦江湾沿いの海岸エリアは、雄大な桜島・薩摩富士といわれる開聞岳をのぞみ、日本一の夕景が展望できます。山間地には、千畳敷と呼ばれる珍しい石畳みのある花（はな）瀬（ぜ）川、マイナスイオンたっぷりの神川（かみかわ）大滝公園などを有し、特に西日本最大級の照葉樹林帯が広がる稲尾岳の照葉樹の森では、タブノキ、アカガシなどが原生の姿をとどめ、屋久島に行かずとも雄大な自然に触れあうことができます。

「心温かな」本町の住民は、「大根やぐらライトアップ」や「やまんなか音楽会 in はなぜ」など地域ごとにイベントを開催し、町内外の方々との交流を進めています。また、「義理堅い」本町の住民は、お隣の熊本へは復旧ボランティアへの参加や被災地親子のホームステイ受け入れなど、自発的・積極的な支援を行っています。

このように、多様性のある豊かな自然と多様性を受容する「義理堅く、心温かな」住民が営む柔らかな地域社会により営まれてきた本町は、今後も「多様性の維持」を主眼に、町一丸となり未来づくりを進めています。

2 錦江町での生活の良いところ

- 1) 暑いところが苦手な方でもOK。鹿児島県のイメージからは程遠い降雪がみられる『高原地帯』と、イメージ通りの亜熱帯的で海風が心地よい『錦江湾エリア』があり、お好きなエリアで生活ができます。
本州の高原エリアは『雪』が付きものですが、当町の高原エリアは年に数回しか降雪がありません。
- 2) 大きなスーパーが2店、ドラッグストア2店、本屋さん、ケーキ屋さんなど、過疎地とは思えないくらいお店がたくさんあり、生活には不自由をしません。
- 3) 車移動30分で鹿児島県第3の都市『鹿屋市』に行けますので、必要なものは大抵揃います。
- 4) マリンスポーツ、ハイキング、トレッキング、フィッシング等、様々なアウトドアスポーツが楽しめますし、町内中心部より、車移動10分で海水浴場に行くことが出来ます。
- 5) お肉、お魚、野菜、フルーツが年中美味しく、安く食べられます。
食の生産基地と言われる大隅半島ならではの『お得で美味しい』食生活が楽しめます。
- 6) 治安が非常に良く、交通事情も良好で、住民さんも温厚ですので、安心して生活ができます。
- 7) 錦江湾の素晴らしい夕焼けが毎日見られます。
左に開聞岳、右に桜島がある錦江湾の夕景はひとことで語りつくせないくらい美しいです。神川海岸では夕景PRのため、影絵を設置するなど魅力度アップに取り組んでいます。

3 錦江町での生活で困るかもしれないところ

1) 雨が結構多く降ります。

梅雨時は多雨多湿の日が長く続きますが、海風が吹きますので、風の状態以外は過ごしやすいです。ただ、一回の降水量や雷の大きさなどで最初は驚くかもしれません。

2) 5月頃から真夏日になります。

国内では平均気温が2番目に高い鹿児島県ですので、5月頃から夏日になります。なお、高原エリアは比較的『冷涼』なため、暑さが苦手な方の居住にはぴったりです。

3) 冬季になると北風に乗れ、桜島の降灰があります。

そんなに多くはありませんが、車にうっすら積もる日もあります。但し、春～秋にかけてはほとんど影響がありません。

4) 台風の威力が強く、注意が必要です。

直撃はそれほどありませんが、多くの台風の影響は少なからず受けます。しかし、建物は頑丈に作られているため心配はありません。

5) 夜の会合にはお酒が付きものです。

焼酎消費量が日本一の鹿児島県では、夜の会合にお酒がかなりの割合で付いてきます。地元の美味しい芋焼酎が湯割り状態で提供されます。

体質的に飲めない・苦手等あるときは、遠慮なくおっしゃってください。

6) 言葉の壁が存在します。

県外から来た方に対しては、基本的には標準語で話してくれますが、飲み会等では、大隅半島ならではの方言が飛び交います。

もし、分からない時は、「分かりません」と率直におっしゃってください。

7) 車が無いと不便です。

公共交通機関が路線バスとタクシー以外にありませんので、移動手段の確保をお勧めします。ちなみに、高校生たちはお隣の鹿屋市までバイク通学をしています。（お仕事の際は公用車をご利用ください）